

# 特定非営利活動法人 子育て・子育てサポートきらきらクラブ

## その他子育て支援に関わる事業運営要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人 子育て・子育てサポートきらきらクラブ（以下、「当クラブ」という。）が実施する高島市から委託を受けた児童福祉法第34条の9に規定する子育て短期支援事業について規定するものである。

### (関係法令)

第2条 事業実施にあたっては、この要綱の定めのほか、厚生労働省が定める子育て短期支援事業実施要綱、高島市子育て短期支援事業実施要綱および高島市子育て短期支援事業委託業務契約書その他関係法令に従うものとする。

### (場所)

第3条 この事業の実施場所は、次の場所で実施する。

場所 高島市今津町弘川204番地

### (事業の種類)

第4条 当クラブが実施する事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 短期入所生活援助事業（以下「ショートステイ事業」という。）
- (2) 夜間養護等事業（以下「トワイライトステイ事業」という。）

### (利用)

第5条 この事業を利用するものは、高島市子育て短期支援事業実施要綱第6条第2項により高島市から受け入れ依頼があり、代表が受け入れを決定したものとする。

2 送迎および食事の提供を利用する場合は、放課後児童健全育成事業に準ずるものとし、送迎については送迎規程第4条に基づき利用料を支払う。また食事の提供にかかる実費については500円（朝・夕）とする。

3 送迎および食事の提供以外の利用料金および減免申請については、高島市子育て短期支援事業実施要綱第8条の規定による。

### (体制)

第6条 職員の配置について、次のとおり配置する。

- (1) ショートステイの実施にあたっては、次の職員を配置する。

2人体制で、うち1名は保育士およびそれに準ずる職務経験があるものとする。

(2) トワイライトステイ事業の実施にあたっては、次の職員を配置する。

2人体制で、うち1名は保育士およびそれに準ずる職務経験があるものとする。

(支援の内容)

第7条 支援の体制については、次のとおりとする。

(1) ショートステイについては、養育および保護とする。

(2) トワイライトステイについては、生活指導、食事の提供等とする

(準用)

第8条 虐待防止、苦情処理に関する定めについて、放課後児童健全育成事業の例に準ずる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない内容については、その都度協議・検討する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。